

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年1月22日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第6号

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例

相模原市市営住宅条例(平成9年相模原市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第9号ウ中「売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項若しくは第2項に規定する婦人相談所」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項若しくは第2項に規定する女性相談支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。